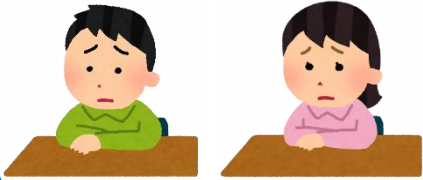


こどもの権利擁護相談窓口・相談の流れ

【相談内容】

- ・お父さん、お母さんに怒られたけどモヤモヤする
- ・ちょっと話を聞いてほしい
- ・友だちとケンカした
- ・先生には言いにくいけど相談したい
- ・嫌なことを言われた
- ・仲間外れにされた



相談できる対象は？

こども

(18歳に満たない者※)
※これらの人と等しく権利を認めることが適当である人を含む

こどもの権利を守るためには、大人も相談できる

こども
(保護者その他の関係者)

①相談する
【相談方法】
電話、問い合わせフォーム、チャット



④安心する
解決する



こどもの権利擁護委員
(こどもの権利擁護コーディネーター)

②一緒に考える
どうしたらいいかをこどもと一緒に考える



③調べる・調整する

解決に向け必要なことを調べたり、関係者や関係機関に話を聞いたり協力を求める
こどもの代わりに考えを伝える

意見を言う

より良くしていくために区に意見を述べることもできる